

# 権利擁護支援センターでは このような事業を行っています。

## 相談

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについての相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
- 相談内容によって必要な関係機関と連携し、安心して生活できるようお手伝いします。

## 手続き支援

- 成年後見制度の利用が必要な方や、そのご家族の方が制度の利用をしやすくなるよう、関係機関と連携を図りながら解決に向け支援します。

## 法人後見の受任

- 家庭裁判の審査に基づき、佐呂間町社会福祉協議会が法人として成年後見等を受任し、後見業務を行います。

## 啓発

- 住民の方に対して成年後見制度の理解を深めていただくための啓発を図ります。
- センターの役割や成年後見制度を知っていただくため、パンフレット等を作成し、広く周知します。

## 日常生活自立支援事業

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力に不安のある人と社会福祉協議会が契約を結び福祉サービスの利用援助等を行うものです。

## あんしんお預かりサービス事業

- 本人または親族による適切な金銭管理ができない状態となった場合、社会福祉協議会が契約を結び、金銭管理を行い、安心して生活が営めるようにするサービスです。

# 佐呂間町 権利擁護支援センター

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度について広く知ってもらうとともに、一人ひとりに寄り添った支援をします。



☎01587-2-3732

月曜日から金曜日 8:30 から 17:15 まで  
(土日、祝日および年末年始は除く)

社会福祉法人  
佐呂間町社会福祉協議会

## お問合せ

〒093-0502  
佐呂間町字永代町 171-3 佐呂間町老人福祉センター内  
社会福祉法人 佐呂間町社会福祉協議会

権利擁護支援センター

☎01587-2-3732



## 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自身では十分な判断をすることのできない人が、財産の取引などの契約や各種手続きを行う際に、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

制度には、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」の2種類があります。

### ◆法定後見制度

本人や家族等が家庭裁判所に申立をし、後見人等が選任されます。判断能力により、**後見・保佐・補助**の3つのタイプがあります。

### ◆任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や自身の生活、療養看護に関する事務を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

## 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力に不安のある人と社会福祉協議会が契約を結び福祉サービスの利用援助等を行うものです。

### ◆支援内容

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常的金銭管理サービス
- ③書類等の預かりサービス

※この事業は本人を代理するような法的権限はありません。

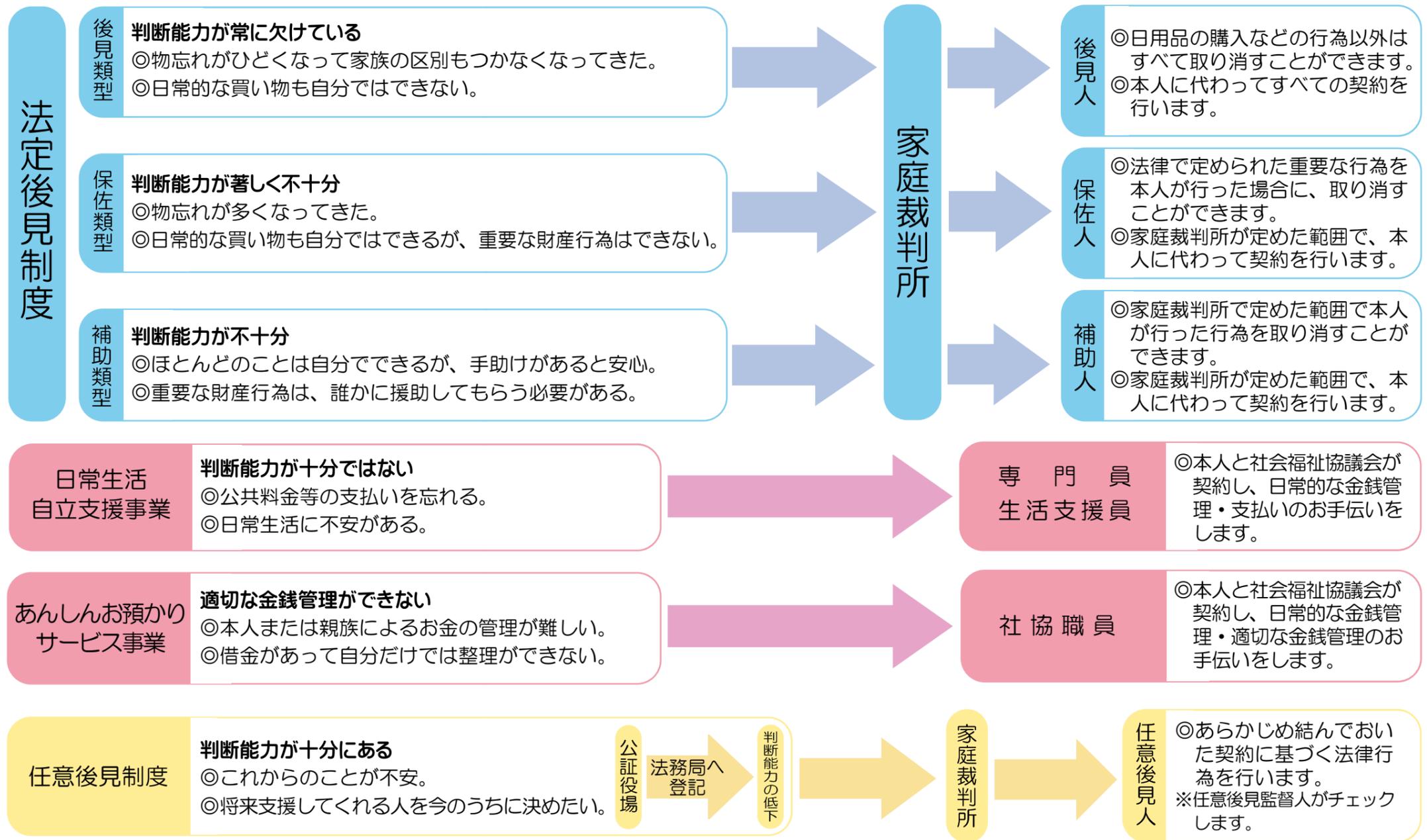
## あんしんお預かりサービス事業

本人または親族による適切な金銭管理ができない状態となった場合、社会福祉協議会が契約を結び、金銭管理を行い、安心して生活が営めるようにするサービスです。

### ◆支援内容

- ①日常的金銭管理サービス
  - ②公共料金や病院等に必要の支払いの代行
- ※この事業は本人を代理するような法的権限はありません。

# こんな時にはこの制度を！！



## 法定後見制度の流れ

